



埼玉県発行

目次

告示

- 予算の公表 (財政課) 一
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (南部振興) 一二
- 〃 (川越比企振興) 一二
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (西部振興) 一二
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (利根振興) 一三
- 中福東土地改良区の役員退任届 (川越農林) 一三
- 中福東土地改良区の清算人届出 (羽生市岩瀬土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出) (市街地整備課) 一四
- 飯能都市計画画岩沢北部土地区画整理事業の変更 () 一四
- 収去した飼料等の試験結果の概要の公表 (農林総合研究センター) 一四
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター) 一六
- 開発行為に関する工事の完了公告 (越谷建築安全センター) 一七
- 公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定 (選管委) 一七
- 公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定取消し () 一七
- 公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の異動 () 一七
- 埼玉県監査委員規程の一部を改正する告示 (監査第一課) 一八

告示

規定により、次のとおり公表する。

平成二十一年七月二十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千三十六号

埼玉県議会平成二十一年六月定例会において議決された平成二十一年度埼玉県一般会計補正予算(第二号)及び平成二十一年度埼玉県営住宅事業特別会計補正予算(第一号)を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の

平成21年度埼玉県一般会計補正予算(第2号)

平成21年度埼玉県一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71,977,630千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,776,478,223千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金	2 負担金	4,248,979	59,368	4,308,347
		4,053,064	59,368	4,112,432
9 国庫支出金	1 国庫負担金	146,618,266	56,500,680	203,118,946
		95,830,892	1,200	95,832,092
		45,587,156	56,499,480	102,086,636
10 財産収入	1 財産運用収入	13,829,074	235,763	14,064,837
		6,645,445	235,763	6,881,208
12 繰入金	2 基金繰入金	86,091,365	9,008,959	95,100,324
		68,269,608	9,008,959	77,278,567
13 繰越金	1 繰越金	506,832	20,975	527,807
		506,832	20,975	527,807
14 諸収入	4 受託事業収入	56,774,984	433,885	57,208,869
		3,193,527	424,400	3,617,927
	7 雑収入	7,724,991	9,485	7,734,476

15 県	債		314,229,000	5,718,000	319,947,000
		1 県	314,229,000	5,718,000	319,947,000
	入	合 計	1,704,500,593	71,977,630	1,776,478,223

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1 総務管理費	113,059,080	1,671,364	114,730,444
	3 県民費	30,444,317	71,207	30,515,524
	4 環境費	7,005,880	500,369	7,506,249
	8 防災費	10,235,895	979,788	11,215,683
3 民生費	1 社会福祉費	2,252,104	120,000	2,372,104
	2 児童福祉費	221,924,202	38,137,486	260,061,688
4 衛生費	1 社会福祉費	166,017,530	30,959,066	196,976,596
	2 児童福祉費	45,886,042	7,178,420	53,064,462
5 労働費	1 公衆衛生費	55,501,723	919,908	56,421,631
	2 職業訓練費	22,559,642	919,908	23,479,550
6 農林水産業費	1 労働費	5,489,573	11,476,262	16,965,835
	2 職業訓練費	2,982,837	11,463,098	14,445,935
	3 畜産業費	2,338,735	13,164	2,351,899
6 農林水産業費	1 農業費	26,738,270	2,013,296	28,751,566
	3 畜産業費	7,878,091	102,414	7,980,505
6 農林水産業費	3 畜産業費	1,440,192	12,394	1,452,586

7	商工費	4	林業費	5,056,401	1,898,488	6,954,889
		1	商工業費	17,917,896	761,235	18,679,131
		2	観光費	120,771	5,145	125,916
		8	土木費	160,607,224	13,556,903	174,164,127
		1	土木管理費	13,303,974	38,406	13,342,380
		2	道路橋りょう費	63,619,532	1,663,125	65,282,657
		3	河川費	39,476,826	10,538,868	50,015,694
		4	都市計画費	33,424,295	1,316,504	34,740,799
9	警察費			147,631,263	623,998	148,255,261
		2	警察活動費	11,364,951	623,998	11,988,949
10	教育費			552,581,718	2,817,178	555,398,896
		1	教育総務費	78,668,077	1,337,074	80,005,151
		4	高等学校費	99,223,841	1,367,310	100,591,151
		5	特別支援学校費	37,900,008	39,541	37,939,549
		8	社会教育費	4,959,368	73,253	5,032,621
	歳出合計			1,704,500,593	71,977,630	1,776,478,223

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土 木 費	3 河 川 費	特定構造物改築事業費	1,320,000

第3表 債務負担行為補正

変更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
東部地域振興ふれあい拠点施設の整備	平成21年度から平成22年度まで	2,779,701		0

第4表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独林道事業	104,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借入れの資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	94,000	(補正前に同じ。)		
林道事業	444,000	同上	同上	同上	494,000	(同上)	同上	
県単独治山事業	146,000	同上	同上	同上	136,000	(同上)	同上	

起債の目的	補		正		前		補		正		後
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
治山事業	172,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利率に借り換えることができる。	223,000	(補正前に同じ。)	(補正前に同じ。)	(補正前に同じ。)	(補正前に同じ。)	(補正前に同じ。)	
東部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	986,000	同	同	同	1,047,000	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	
県単独道路建設事業	18,768,000	同	同	同	18,749,000	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	
道路事業	7,815,000	同	同	同	8,654,000	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	

県単独河川改修事業	8,041,000	同	上	同	上	同	上	6,862,000	(同)	上)
河川事業	7,086,000	同	上	同	上	同	上	12,712,000	(同)	上)
河川等関連公共施設整備促進事業	356,000	同	上	同	上	同	上	122,000	(同)	上)
県単独砂防事業	419,000	同	上	同	上	同	上	405,000	(同)	上)
砂防事業	224,000	同	上	同	上	同	上	292,000	(同)	上)
県単独街路事業	4,166,000	同	上	同	上	同	上	4,160,000	(同)	上)
街路事業	3,491,000	同	上	同	上	同	上	3,717,000	(同)	上)
県立高等学校建設事業	6,008,000	同	上	同	上	同	上	6,277,000	(同)	上)

平成 21 年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 21 年度埼玉県県営住宅事業特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 49,192 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,592,010 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	1 国庫補助金	2,040,774	22,136	2,062,910
		2,040,774	22,136	2,062,910
4 繰入金	1 繰入金	6,365,974	27,056	6,393,030
		6,365,974	27,056	6,393,030
歳入	合 計	20,542,818	49,192	20,592,010

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 住宅事業費		13,066,713	49,192	13,115,905
	2 住宅建設費	6,289,653	49,192	6,338,845
歳出	合計	20,542,818	49,192	20,592,010

埼玉県告示第千三十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年七月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年七月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名

称

特定非営利活動法人埼玉県映像の街推進委員会

三 代表者の氏名

小嶋 慶也

四 主たる事務所の所在地

川口市新井町十九番二号CASA

DE SUR 二〇七号室

五 定款に記載された目的

この法人は、デジタルコンテンツ制作や映像制作者人育成などの映像の街推進活動を行い、埼玉県の文化発展及び経済活動促進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

で、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年七月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年七月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名

称

特定非営利活動法人ぶらす

三 代表者の氏名

山口 美季

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市南台二丁目四番十一大松プラザビル二階

五 定款に記載された目的

この法人は、川越市およびその近郊の高齢者や障害者に対し、「居宅サービスとふれあいの場」を提供し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部

NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用して備え置く方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年七月二十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年七月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ヒューマンネットワークサービス埼玉

三 代表者の氏名

桑原忠好

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市東狭山ヶ丘六丁目二千七百九十六番一

五 定款に記載された目的

この法人は、市民に対して、保健医療と介護保険制度の啓蒙活動及びこの両制度の活用と増進を図り、広く社会に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千四十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。
なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書(申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用してする方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。)

平成二十一年七月二十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年七月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人EMネット北埼玉

三 代表者の氏名

渡邊 修男

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北埼玉郡騎西町大字上種足二千九百二十五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、農業、環境、健康への有用微生物群活用技術に関する情報収集発信、人材育成、流通支援の事業をおこない、人をはじめすべてのいのちを大切にしたい、人を生循環型社会づくりに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、中福東土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年七月二十一日

埼玉県知事 上田 清司

職名	氏名	住所
理事	井上 義孝	川越市大字中福五六〇番地
同	森下 和一	同 同 六八二番地
同	吉沢 重造	同 同 五六八番地
同	小川 一郎	同 同 七六一番地
同	柿沼 治吉	同 同 下松原一八三番地
同	内田 和男	同 同 中福四六二番地
同	石田 定弘	同 同 七六四番地
同	石川 秀夫	同 同 五七六番地
同	山下 徳弥	同 同 上松原三二三番地
同	細田 長蔵	同 同 中福八三九番地
同	山下 清美	同 同 上松原三〇〇番地
同	落合 覚	同 同 中福六五一番地
同	相田 英一	同 同 上松原二八八番地
同	稲浦 敏雄	同 同 今福一一一番地一七

埼玉県告示第千四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十一年七月三日解散認可した川越市大字中福の中福東土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年七月二十一日

埼玉県知事 上田 清司

清算人の氏名及び住所

氏名	住所
井上義孝	川越市大字中福五六〇番地
森下和一	同 同 六八二番地
吉沢重造	同 同 五六八番地
小川一郎	同 同 七六一番地
柿沼治吉	同 同 下松原一八三番地
内田和男	同 同 中福四六二番地
石田定弘	同 同 七六四番地
石川秀夫	同 同 五七六番地
山下徳弥	同 同 上松原三二三番地
細田長蔵	同 同 中福八三九番地
山下清美	同 同 上松原三〇〇番地
落合覚	同 同 中福六五一番地
相田英一	同 同 上松原二八八番地
稲浦敏雄	同 同 今福一一一一番地一七

埼玉県告示第千四十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、羽生市岩瀬土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年七月二十一日
 埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所
 永橋利雄 羽生市大字中岩瀬一〇七九番地

埼玉県告示第千四十四号

する。

飯能市長から飯能都市計画岩沢北部土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供

平成二十一年七月二十一日
 埼玉県知事 上田清司

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十一年五月に収去した飼料等の試験結果

1 栄養成分に関する検査

果の概要を次のとおり公表する。

平成二十一年七月二十一日

埼玉県農林総合研究センター所長 金本伸郎

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日	飼料の名称	製造(輸入)年・月	試験結果の概要										備考		
				粗たん白質%	粗脂肪%	粗繊維%	粗灰分%	カルシウム%	リン%	揮発性塩基性窒素%	水溶性窒素%	ペプトン消化率%	TDN%		M.E kcal/kg	その他(水分)%
エナーゼ産業株式会社 秩父郡長瀬町矢那瀬 194	21.5.22 左	ピターゼ8	21.5	19.7	4.3	1.8	2.9	0.06	0.65						6.2	

株式会社岡安商店平方工場 越谷市大字平方1004—2	21.5.25 同 左	脱脂糠	21.5	18.3	1.6	7.7	12.0	0.07	2.88										10.6
全国酪農業協同組合連合会東京支社 東京都中央区銀座4—9—2	21.5.26 埼玉酪農業協同組合 深谷市荒川2172	ルーサン	21.5	13.4	1.6	26.2	8.9	0.88	0.29										12.4
同 上	同 上	オートハイ	21.5	4.8	1.1	20.5	4.0	0.20	0.16										12.3
森永乳業株式会社埼玉酪農事務所 深谷市荒川2172	同 上	カタダチモシー	21.5	3.7	2.2	24.9	3.7	0.20	0.12										10.6
全国酪農業協同組合連合会東京支社 東京都中央区銀座4—9—2	同 上	スターダン	21.5	6.2	2.0	28.4	6.8	0.35	0.10										10.1
中部飼料株式会社鹿島工場 茨城県神栖市東深芝2—4	同 上	森永のぞみ17	21.5	17.0 以上	2.0 以上	15.0 以下	10.0 以下	0.8 以上	0.4 以上										11.3
鹿島飼料株式会社鹿島工場 茨城県神栖市東深芝4番地2	21.5.26 株式会社奥隅商店 熊谷営業所 熊谷市大字高柳6—7	ワルニ印配合飼料 サウフレンジ	21.3	17.0 以上	6.0 以上	7.0 以下	8.0 以下	0.80 以上	0.65 以上										12.5
同 上	同 上	ワルニ印配合飼料 ハイリッター	21.4	15.0 以上	3.0 以上	8.0 以下	9.0 以下	0.70 以上	0.55 以上										12.5
				15.9	4.8	2.7	5.7	1.12	0.89										

(注) 1 飼料の名称の欄中の「㊦」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

2 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要	備考
エナーゼ産業株式会社 秩父郡長瀬町矢那瀬194	同	飼料	ビターゼ8	21.5	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	
株式会社岡安商店平方工場 越谷市大字平方1004—2	同	飼料	脱脂糠	21.5	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	
全国酪農業協同組合連合会東京支社 東京都中央区銀座4—9—2	埼玉酪農業協同組合深谷市荒川2172	飼料	ルーサン	21.5	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	
同	同	飼料	オーツハイ	21.5	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	
森永乳業株式会社埼玉酪農事務所 深谷市荒川2172	同	飼料	カナダチモシー	21.5	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	
全国酪農業協同組合連合会東京支社 東京都中央区銀座4—9—2	同	飼料	スーダン	21.5	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	

(注) 1 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「**●**」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄に違反の内容を示す。

埼玉県川越建築安全センター所長告示第
五十四号

で、公告する。

平成二十一年七月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの

一 許可番号

平成二十一年三月十七日

指令東整 第二〇〇一四七〇号

二 検査済証番号

平成二十一年七月十五日

第二一〇〇五四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字表字東道内一六

一一、一一六—六、一一六—七、一一

六—八、一一七—二、一一七—一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川越市砂新田四一七七一七 アーバンシティーすずの木 三〇一号室
内野 知広

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年七月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年五月二十一日

指令越建セ第二一〇〇〇六〇号

二 検査済証番号

平成二十一年七月十四日

第一二六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字高柳字田中一六

四

開発許可を受けた者の住所及び氏名

加須市浜町三番三二号

株式会社岡不動産 代表取締役

岡 善保

埼玉県選管告示第九十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十一年七月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人財団新生会 介護老人保健施設高齢者ケアセンター のぞみ	さいたま市見沼区大字片柳一三八七番の一

病院 医療法人聖心会
南古谷病院

川越市大字久下戸一一〇番地

病院 医療法人直心会
帯津三敬病院

川越市大字大中居五四五番地

老人ホーム 社会福祉法人元氣村
特別養護老人ホームかわぐち翔裕園

川口市大字赤芝新田一一四番地二

老人ホーム 社会福祉法人益慈会
特別養護老人ホームマッシュテラス

川口市芝下一丁目一番三六

老人ホーム 株式会社生活科学運営
介護付有料老人ホームライフ&シニア
ハウスリボンシティ川口

川口市並木元町一番六五号

埼玉県選管告示第九十八号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による場合を含む。)の規定により次の施設につき、その指定を取り消した。

平成二十一年七月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人聖心会 南古谷病院	川越市大字並木扇田六〇二番地
病院	医療法人直心会 帯津三敬病院	川越市並木西町一番地四

埼玉県選管告示第九十九号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する

る法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

平成二十一年七月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

施設の開設主体及び名称	所 在 地
新 医療法人社団葵会 介護老人保健施設葵の園・富士見 医療法人社団医風会 介護老人保健施設葵の園・富士見	富士見市勝瀬九三七番地三

埼玉県監査委員告示第十五号

埼玉県監査委員規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年七月二十一日

埼玉県監査委員 根岸和夫
 埼玉県監査委員 米田正巳
 埼玉県監査委員 田中龍夫
 埼玉県監査委員 大山忍

埼玉県監査委員規程の一部を改正する告示

埼玉県監査委員規程(平成三年埼玉県監査委員告示第六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)を」、「地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「公企法」という。)」及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。)」に改める。

第四条第一項中「監査委員会議」の下に「(以下「会議」という。)」を加え、同条

第二項及び第三項中「監査委員会議」を「会議」に改め、同条に次の一項を加える。

4 会議は、非公開とする。

第五条中「及び地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)を」、「公企法及び健全化法」に、「監査委員の」を、「会議において」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む。)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二―(代表)
印刷所	埼玉印刷株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇―(代表)
URL	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm